

第 4 7 回
岐阜県国土利用計画審議会
議 事 録

日時：平成 2 6 年 2 月 2 4 日（月）10:00～11:00

場所：議会西棟 第 1 会議室

【事務局】

本日は、大変お忙しいところ岐阜県国土利用計画審議会にご出席を賜りありがとうございます。
ございます。

ただいまから、第47回岐阜県国土利用計画審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、高木都市建築部長からあいさつ申し上げます。

【都市建築部長】 あいさつ

【事務局】

委員皆様方のご紹介につきましては、お手元の出席者名簿と配席図をもってご紹介に
替えさせていただきたいと存じます。

それでは、審議に入らせていただきます。現在の委員数は、15名でございますけれど、
本日の審議会には、15名中9名と半数以上の委員の方にご出席いただいておりますので、
審議会条例第5条第3項による定足数に達しております。よって、本審議会は
成立していることをご報告させていただきます。

また、本日の審議会には、2名の報道関係の方が傍聴されておりますことをご報告い
たします。

審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会長が議長となるとされておりますので、
議事進行につきましては、大野会長にお願いいたします。

【大野会長（議長）】

ただいま、事務局からの説明がありましたように、私が議事の進行を務めさせていた
だきます。どうぞ御協力よろしく申し上げます。

それでは、まず、はじめに、運営規程において、審議会の議事録について会長及び会

長が指名した委員2名が署名するという事となっております。

会長が指名する委員として、小林委員と水野委員にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

つづきまして、知事から諮問がありました(1)の岐阜県土地利用基本計画の変更について審議に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(土地利用基本計画図の変更案について説明)

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【大野議長】

どうもありがとうございました。全部で9件の変更内容を説明していただきましたが、市町村との意見の調整ですとか、他の法律との調整も終わった案件9件でございます。

何かご質問等がありましたら、お願いします。水野委員どうぞ。

【水野委員】

不動産鑑定協会の水野と申します。初歩的なことで恐縮なのですが、揖斐川町の196haの変更ですが、キーワードが「都市的土地利用を図るため、今後総合的な農業の振興を図る必要がないため」という1行なのですが、1つ目のご質問ですが、この場合、農振農用地が外れるという解釈でよろしいか。が1点です。2つ目は都市計画区域に入っているのですが、今後この文言で各市町の産業振興を図るうえでキーワードになってくるのかなと思ったのですが、農地の転用が非常に難しいので、なんとかこのキーワードで各市

町、都計の白地を用途地域するのでしょうか、どういうやり方が私はちょっとまだわかりませんが、なんとか農地を活用というか転用というかほかの市町も土地の有効利用が図れない地域においては、このキーワードでなんとか用途地域を拡大できないものかとの2点でございます。

【事務局】

1点目の農振地域で農用地ではないですが、農振地域から農振除外してそのあと今、都市計画法の白地地域ですので、そこに用途地域を指定し、都市的な土地利用を図りたいというのが揖斐川町さんのご意向がありまして、今回こういった対応をさせていただいております。

2点目の農地転用できないかということはなかなか農業サイドとの調整もございしますので、今この場でそういった対応ができるとは断言できませんが、農業サイドとの調整で今後必要なところについては、そういった対応をしていくということです。

【大野議長】

ありがとうございました。いろいろ開発と農地の維持と難しいことですが、それはここでの審議の内容とちょっと離れますので、そちらのほうで審議があるかと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。ではそのほかございますでしょうか。篠田委員どうぞ。

【篠田委員】

岐阜県議会土木委員長の瑞穂市選出の篠田といいます。パワーポイントの説明の1枚目ですけれども、白地地域が7,364ha、構成比で0.7%あるのですが、これは、まだまだかなり広大な面積があるという認識があるのですが、我々瑞穂市も先般14日

説明会があり、準都市地域として意見集約の方に向かってしていると聞いているのですけれど、県内においてこういった白地地域は、こういった場所が白地のままになっているのか、もしわかれば、教えていただけないでしょうか？

【事務局】

白地地域というのは、岐阜県は森林が多いのですが、森林地域からゴルフ場とかスキー場とかが林地開発が終わりますと、森林地域から抜けるのですが、そういう部分が白地の地域となります。瑞穂市さんは、旧巣南町が特殊なのですが、そこも白地地域にあたりますが、南部で白地地域は、旧巣南町さんで、あとは山の方のゴルフ場さんとかスキー場さんとかが林地開発が終わりますと白地地域となります。

【篠田委員】

ありがとうございました。今、うちの地元の瑞穂市が特殊な地域ときいて大変恥ずかしく思うのですが、説明ありがとうございます。

【大野議長】

どうもありがとうございました。そのほか、よろしいですか。日置委員どうぞ。

【日置委員】

先ほどの揖斐川町の関係は、農業地域から外れるところはすべて100%カバーする形で今度は都市計画の用途地域に指定されるということと理解してよろしいでしょうか。

【事務局】

はい、そのとおりです。

【日置委員】

わかりました。農業地域がこのように縮小する場合は、都市地域と農業地域が重複している場合は、特別、用途地域の指定ということで、農業地域を縮小するという取扱いになっているのでしょうか。たとえば、用途地域を指定しないけど、農業地域として、今後そんなに農業投資をする予定もないのでということで、単独で縮小する場合はありうるのでしょうか？

【事務局】

基本的には、都市計画法の用途地域と農業地域はダブることはできないということなので、用途地域を張りたいので、農業地域を外すということですので、用途地域の計画がなければ基本的には外すことはないです。

【日置委員】

わかりました。

【大野議長】

ご意見がいろいろ出ましたけれども、これ以上ないようでしたら、質疑を終了させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、「岐阜県土地利用基本計画の変更について」は原案のとおりご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の発言)

ただいまから、答申文案をお配りしますので、内容の確認をお願いします。それでは、配布をお願いします。

答申文を本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の発言)

ありがとうございます。それでは、岐阜県土地利用基本計画の変更について、本案のとおり本日付で答申させていただきます。

これをもちまして本日の議事はすべて終わりました。ご協力ありがとうございました。